



「営業秘密該当性（不正競争防止法2条6項）について」

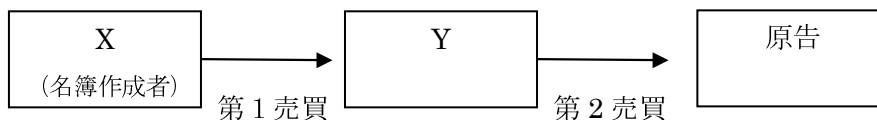
東京地裁平成19年（ワ）27846号 H.20.9.30判決

弁護士 柳澤 美佳
ダイソン株式会社勤務

1 事案の概要

本件は、原告が保有する顧客名簿につき、不正競争防止法2条6項の営業秘密に該当するか否かが争われた事案である。

原告は、Yから購入（Yは作成者Xから購入）して取得した顧客名簿（以下「本件名簿」という。）が不正競争防止法2条6項の「営業秘密」に該当し、被告1がこれを不正に取得し、被告2がこれを不正に利用したなどと主張して、それぞれ、被告2の行為については同法2条1項5号又は6号の不正競争に、被告1の行為については同法2条1項4号の不正競争に該当することを理由に、被告らに対し、連帯して損害賠償及び本件名簿の使用又は開示の禁止等を求めたものである。



2 争点

本件の争点は、本件名簿が不正競争防止法2条6項の「営業秘密」に該当するか否かである。

具体的には、営業秘密の要件のうちの「秘密管理性」につき、①Xにおける秘密管理性、②Yにおける秘密管理性及び③原告における秘密管理性を充たすかが問題となった。

3 営業秘密とは

(1) 定義

「秘密として管理されている生産方法、販売方法その他の事業活動に有用な技術上又は営業上の情報であって、公然と知られていないものをいう。」（不正競争防止法2条6項）

(2) 要件

- ①秘密管理性（「秘密として管理されている」）
- ②有用性（「生産方法、販売方法その他の事業活動に有用な」）

③非公知性（「公然と知られていないもの」）

(3) 秘密管理性（要件①）について

「秘密として管理されている」といえるためには、当該営業秘密に関して、その保有者が主観的に秘密にしておく意思を有しているだけではなく、従業員、外部者から、客観的に秘密として管理されていると認められる状態にあることが必要である。

具体的には、①当該情報にアクセスできる者が制限されていること（例えば、社員以外の者はアクセスできないような措置や当該情報にアクセスした者に権限なしに利用、開示してはならない旨の義務を課す措置が講じられていること）（**アクセス制限の存在**）、②当該情報にアクセスした者に当該情報が営業秘密であることが認識できるようにされていること（例えば、書類に「部外秘」と記載されているとか、特定の場所に保管しているものは営業秘密であることを明確にされていること）（**客観的認識可能性の存在**）が必要である。

したがって、事業者が秘密として管理しているわけではなく、単に従業員個人の頭の中だけに記憶されているような情報については営業秘密には該当しないが、従業員の頭の中に記憶されている情報であっても、事業者が秘密として適切に管理していれば「営業秘密」に該当する。

(4) 有用性（要件②）について

「生産方法、販売方法その他の事業活動に有用な」技術上又は営業上の情報としては、具体的には製品の設計図・製法、顧客名簿、販売マニュアル、仕入先リスト等が挙げられる。有用性とは、財やサービスの生産、販売、研究開発に役立つなど事業活動にとって有用であることを意味する。「有用性」の要件を満たすためには、当該情報が現に事業活動に使用・利用されていることを要するものではないが、当該情報自身が事業活動に使用・利用されていたり、又は、使用・利用されることによって費用の節約、経営効率の改善等に役立つことが必要である。この「有用性」は保有者の主観によって決められるものではなく、客観的に判断される。

(5) 非公知性（要件③）について

「公然と知られていない」状態とは、当該情報が刊行物に記載されていない等、保有者の管理下以外では一般的に入手することができない状態にあることである。保有者以外の者が当該情報を知っていたとしても、人数の多少にかかわらず当該情報を知っている者に守秘義務が課されていれば、保有者の管理下にあることから、「公然と知られていない」状態にあるといえる。

また、保有者と無関係の第三者が、偶然同じ情報を開発し、保有していた場合であっても当該第三者がその情報を秘密として管理している場合には、一般的に入手することは不可能であるから、依然「公然と知られていない」状態にあることとなる。

なお、「公然と知られていない」状態の判断時点は、損害賠償請求については、不正

行為が行われた時点である。しかし、差止請求については、差し止めるべきか否かの判断時点において差止めを認める実益が存しなければ差止めを認める意味がないため、口頭弁論終結時に非公知性が失われていれば認められないものと解される。したがって、例えば、不正行為の時点で当該営業秘密を記載した刊行物等が存在しなかった場合であっても、口頭弁論終結時までにそのような刊行物が一般的に入手可能になったことが証明されれば、「公然と知られている」こととなり、差止めは認められないこととなる。

(6) 具体例

実際の裁判例で、営業秘密と認められたものとしては、各種の顧客名簿が圧倒的多数であり¹、その他では、①取扱商品の在庫一覧表、原価表、②製造技術上の各種ノウハウ、③塾生徒の成績記録カード、④フランチャイズ契約のマニュアル等がある。

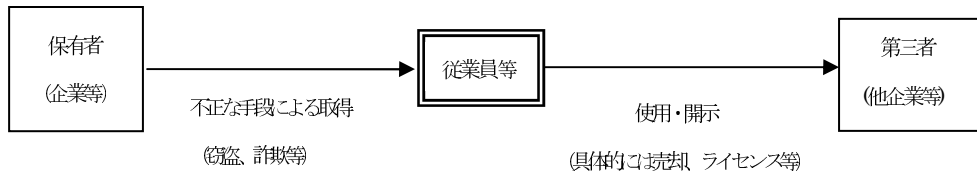
4 営業秘密にかかる不正行為（競争防止法2条1項4号ないし9号）

(1) 4号

本号は、窃取等の不正な手段により、保有者から営業秘密を取得しようとする行為及び不正取得後に使用又は開示する行為を「不正競争」と位置づけたものである。

例えば、従業員が会社の保管する大口受注報告書等の機密文書を窃取し、産業スパイに交付する行為、百貨店勤務のコンピュータ技術者が会社の顧客名簿の入力された磁気テープを盗み出し社外のリスト販売会社に売却し不正な利益を得た行為、情報管理室の操作担当者に虚偽の事実を述べて顧客情報を印刷させて取得した行為等がこれに当たる。

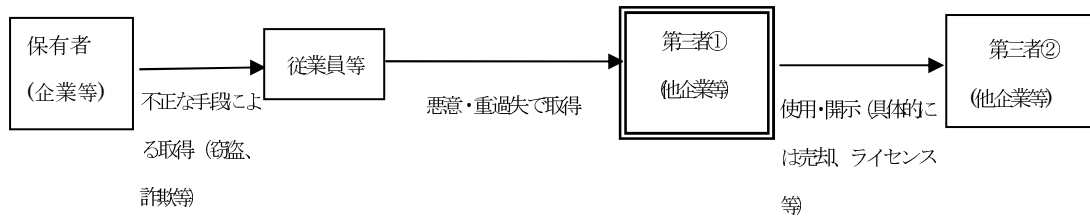
¹「営業秘密」と認められた顧客情報として、①ダイレクトメール用の顧客名簿（東京地判平 16.5.14、三井企画顧客情報事件）、②取引先住所録（東京地判平 15.3.6・東京高判平 15.3.6、食品包装ネット事件）、③人材サービス登録派遣のスタッフ名簿（東京地判平 14.12.26、人材派遣名簿事件・中間判決）、④放射線測定機械器具販売の顧客資料（東京地判平 12.10.31・東京高判平 13.6.20、放射線測定機械器具事件）、⑤墓石販売業者の顧客名簿など（東京地判平 12.11.13、墓石販売業者顧客名簿事件）、⑥顧客の事務所等にコーヒーサーバーを設置してこれを維持・管理するとともに当該コーヒーサーバー用のコーヒー粉末、砂糖、ミルク等を供給販売する業者の顧客情報（東京地判平 11.8.30・東京高判平 12.4.27、オフィスコーヒー事件）、⑦美術工芸品販売業者の顧客情報（東京地判平 11.7.23、美術工芸品顧客情報事件）、⑧男性用かつら販売業者の顧客名簿（大阪地判平 8.4.16、男性用かつら顧客名簿事件）、⑨同じく男性用かつら販売業者の顧客情報（札幌地決平 6.7.8、エーアンドネイチャー事件）などがある。



(2) 5号

本号は、4号の不正取得行為の介在について悪意・重過失の転得者の取得行為、その後の使用行為又は開示行為を「不正競争」と位置づけたものである。

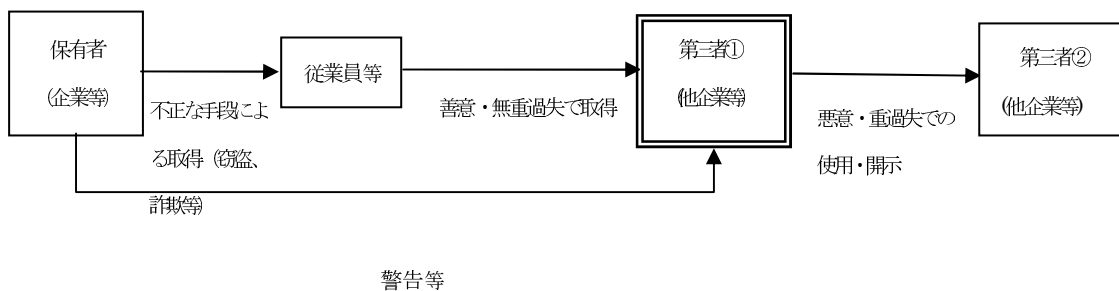
例えば、会社の機密文書を窃取した従業員から、それが営業秘密であるを知って、産業スパイが当該機密文書を受け取る行為等がこれに当たる。



(3) 6号

本号は、第三者が4号の不正取得行為の介在について善意・無重過失で営業秘密を取得しても、その後悪意・重過失に転じた場合、その営業秘密を使用又は開示する行為を「不正競争」と位置づけたものである。

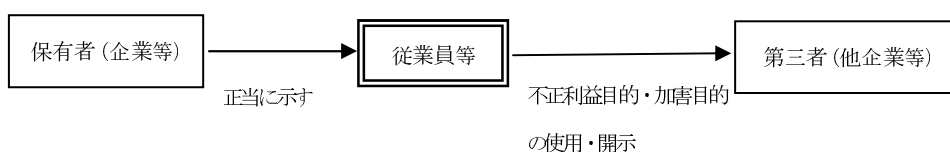
例えば、営業秘密を取得した後に、産業スパイ事件が大々的に報道されて不正取得行為が介在していた事実を知りながら、営業秘密を使用又は開示する行為がこれに当たる（ただし、適用除外規定〔19条1項6号〕の適用により、契約等に基づき取得した権原の範囲内であれば、当該営業秘密を使用又は開示することができる）。



(4) 7号

本号は、営業秘密の保有者が従業員、下請企業、ライセンシー等に対して営業秘密を示した場合に、その従業員等が不正な競争その他の不正な利益を得る目的又は保有者に損害を加える目的で、その営業秘密を使用又は開示の制限が課されていないと、このような目的で使用又は開示が行われる場合には、信義則違反・違背が認められるので、差止めの対象としたものである。

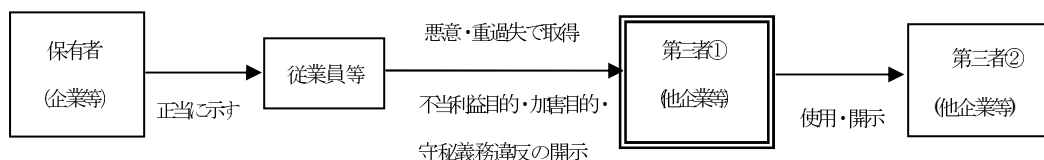
「競争の目的」とは、競争関係にある事業を行う目的をいい、例えば、通信販売業を営む企業の取締役が、在職中に同業の会社を設立した上、元の企業の従業員に顧客名簿を持ち出させて、当該名簿を使用して通信販売業を行った行為等がこれに当たる。



(5) 8号

本号は、営業秘密を取得する際に、開示する側の行為が7号に規定する不正開示行為若しくは守秘義務違反による開示行為によるものであること、若しくはそのような不正開示行為が介在したことについて悪意・重過失で営業秘密を取得する行為、その取得した営業秘密を使用又は開示する行為を「不正競争」と位置づけたものである。

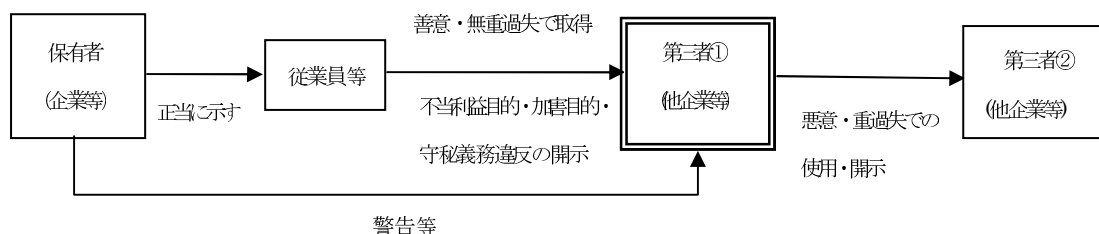
例えば、ロボット製造メーカーの従業員が、在職中に同種の営業を営む企業の設立に参画し、退職時に元の企業から無断で持ち出したロボット製造技術に関するノウハウ等を開示した一連の行為が不法行為責任を負うとされた事例は、7号に該当する事例と考えられるが、新会社側も当該従業員がそのノウハウに関して機密保持義務を負っていることを知りながら機密漏洩行為をさせて使用しているため、こうした行為は本号の「不正競争」に該当しうると考えられる。



(6) 9号

本号は、第三者が、営業秘密を取得した後に、その取得が不正開示行為によるものであったこと若しくは不正開示行為が介在したことについて悪意・重過失で、その営業秘密を使用又は開示する行為を「不正競争」と位置づけたものである。

例えば、営業秘密を取得した後に、保有者から警告を受けて不正開示行為が介在していた事実を知りながら、営業秘密を使用又は開示する行為がこれに当たる（ただし、適用除外規定〔19条1項6号〕の適用がありうる）。



4 本判決

本判決は、本件名簿について、営業秘密に該当するための3要件のうち、X ないし Y における「秘密管理性」(①の要件)を満たしておらず、原告における秘密管理性等の要件を検討するまでもなく、原告が本件名簿を取得する以前の時点において営業秘密としての秘密管理性を満たしていないとして、営業秘密該当性を否定した。

(判例から引用)

「不正競争防止法2条6項によれば、『営業秘密』とは、秘密として管理されている生産方法、販売方法その他の事業活動に有用な技術上又は営業上の情報であって、公然と知られていないもの」であり、このうちの「秘密として管理されている」といえるためには、当該情報が客観的に秘密として管理されていると認識することができる状態にあることが必要である。

そこで、本件名簿についてこの秘密管理性の有無を検討すると、本件名簿は、もともと訴外会社において作成、管理され、これが第1売買と第2売買を経て、原告が管理するに至ったものであるから、①訴外会社【Xのこと】における秘密管理性、②第1売買の買主であるA【Yのこと】における秘密管理性、③原告における秘密管理性がそれぞれ問題となり得る。

原告は、訴外会社における本件名簿の管理について、管理者と取扱者を特定の者に固定し、バックアップ用の情報媒体を鍵付きの引出し等に管理し、マル秘指定をして一般従業員のアクセスを制限していたなどと主張する。しかしながら、原告は、本件訴訟の審理において、訴外会社のもとにおける本件名簿の管理状況の手がかりとなる資料が残っていない旨を述べており、原告において、原告の上記主張を裏付ける証拠を準備することができなかったものである。

そして、仮に、訴外会社における秘密管理性が認められたとしても、次に、第1売買の買主であるAにおける秘密管理性が問題となる。この点について、原告は、BとAとの間で、①本件名簿と本件機器が営業秘密であり、その内容を開けてはならない

こと、②受け皿会社（原告の前身会社）の設立準備ができ次第、譲渡すること、③もしAのもとで漏洩された場合に責任を追及すること、が確認されたなどと主張する。

しかしながら、本件名簿の第1売買の契約書には、このような営業秘密であることを前提とした条項は存在せず、同契約書は、単なる名簿とその機材の売買契約書というほかないものであって、この点は、第2売買の契約書も同様である。このほか、本件名簿がAのもとで営業秘密であることを前提として管理されていたと理解し得るような客観的な証拠はない。

以上のとおりであるから、本件名簿については、原告のもとで、秘密管理性などの営業秘密の要件を充たしているか否かを検討するまでもなく、原告が本件名簿を取得する以前の時点において、営業秘密としての秘密管理性を充たしていたことの立証がないものというほかない。

したがって、原告の請求は、その余について判断するまでもなく、いずれも理由がない。」

5 他の裁判例（顧客名簿）～秘密管理性

(1) 営業秘密該当性を肯定する判決

ア エーアンドネイチャー事件（札幌地決平6・7・8取消集51号442頁）²

①債権者においては、顧客情報を秘密として保持することが営業活動を行う上での大前提として、パンフレットのなかでも、顧客の秘密厳守が強調され、債権者従業員の間では、顧客情報が秘密として管理されるべきことが当然のこととされていたこと、②債権者は、相談者及び契約顧客の情報を、すべて本社6階の統括部長Aの個室に置かれているオフィス・コンピュータに入力し、データベースとして統一的に管理しており、この入力作業を専門の女性職員1名のみを担当させ、この職員とA統括部長以外には一切当該コンピュータを取り扱わず、本件顧客情報データベースを呼び出すためのアクセス・コードを右担当職員とA統括部長にしか知らせず、かつ、入力担当職員とA統括部長がともに不在のときには統括部長室の入口ドアを施錠するものとするなど、社外の者はもちろん、債権者の従業員によるアクセスをも不可能としていたこと、③使用責任者であった元管理職員のBは、A統括部長の指示に従い、顧客名簿を、事務室の自分用の机の引き出しに入れるなどして保管していたこと、④顧客ノートの管理債権者は、従業員に対し、「顧客ノート」の無断複製や業務外使用を固く禁止し、退職時には、「顧客ノート」その他一切の資料を会社に返還させてきたこと、⑤店長会議債権者では、毎月1回、全支店の管理職を集めて「店長会議」という会合を開催しているが、この店長会議において、C社長、A統括部長らは、日常的に、顧客情報の管理に注意して顧客の秘密が外部に漏れることがないように指示していたこと

² 本判決では、秘密管理性の判断基準として、上記3(3)の①②の要件に加え、③当該情報にアクセスした者に対し、権限なしに使用・開示してはならない旨の義務が課されていること、がその判断基準となとした。

を認識し、債権者の顧客情報について、秘密管理性を認めた。

イ 男性かつら顧客名簿事件（大阪地判平 8・4・16）

この判決では、「原告顧客名簿は、原告が同業他社と競争していく上で、多大の財産的価値を有する有用な営業上の情報である」と有用性を肯定した上で、原告は、顧客名簿の表紙にマル秘の印を押し、これを原告心齋橋店のカウンター内側から顧客からは見えない場所に保管していたと認定し、顧客名簿、それも男性用かつら販売等における顧客名簿というそれ自体の性質、本店及び原告の事業規模、従業員数等（本店及び 3 支店合わせて全部で 7 名、心齋橋店は店長 1 人）に鑑み原告顧客名簿に接する者に対しこれが営業秘密であると認識させるに十分なものというべきとして、秘密管理性を認めた。

ウ 放射線測定機械器具顧客名簿事件（東京地裁判平 12・10・31 判時 1768 号 107 頁、判タ 1097 号 295 頁）

①機密保持に監視、一定の規則ないし仕事の基準が定められ、②①の規則等に関し、従業員には、入社時に誓約書の提出が求められ、書類の配布には部長の承認を要求し、フロッピーには、施錠されるキャビネットに総務担当者が保管し、顧客に関する情報の管理についての研修がなされていたこと、③顧客は事業所で 1 万 4000 あまり、被爆線量の計測該当人数で 20 万件、測定フィルム 270 万件に達し、これらがコンピュータ入力され、担当の社員が変更等を入力していたこと、④新規プログラムを作成して、コンピュータから顧客情報を出力する等の作業（バッチ処理）は 4 名の社員に限られ、部長の承認を得て新しいプログラムが作成され、出力にも業務依頼書が必要とされていたこと、⑤出力された顧客情報については、電算室のプリンターからでないこととプリントアウトできないこと、出力された磁気テープは、電算室エリアに施錠の上、保管されていたこと、このデータは、汎用コンピュータでは読み取れないこと、⑥端末機との処理手順には、6 つのステップに分かれ、それぞれ処理名等を入力しなければならないこと、⑦本件顧客情報の元になる個々の顧客に関する情報について、コンピュータにアクセス可能な者であれば一件ごとに出力することは理論上可能であるが、事業所数で一萬 4000 カ所あまりと膨大な数に及ぶため、実際の作業にはかなりの時間を要すること、等を認定した上で、原告会社のコンピュータシステムにおいては、パスワードは用いられていなかったが、実際上は、パスワードが幾重にも設定されていたに等しく、（本件では、営業秘密は、不正取得した従業員がバッチ作業できるうちの一人の従業員に依頼したプログラムを作成、出力、フロッピーへの保存をしてもらったものである）、同フロッピーに他人から見て秘密であることを認識できるような表示がされていたことを認めるに足りる証拠はないが、不正取得の経緯、本件顧客情報の内容に照らし、これが秘密であることは、原告会社の社員であれば容易に

認識可能であり、秘密管理の態勢、本件顧客情報の性質等を総合して考慮すれば秘密管理されていたと認定した。

エ美術工芸品顧客名簿事件（東京地判平 11・7・23 判タ 1010 号 296 頁）

この事案の不正競争行為は、美術工芸品の販売を業とする原告の元従業員が、退職直前に顧客名簿を不正に持ち出して同業他社に売却したというものである。判決は、①原告が、当該顧客情報を専用コンピュータ内にデータベース化して格納し、同社の全役員、従業員に対し、それぞれ個別の（毎月変更される）パスワードを与え、また、ディスプレイで表示する際には、各部門が必要とする最小限度の顧客情報を表示するようなシステムを採用していること、②顧客情報を出力するには、紙に印字する場合には、依頼書に必要事項を記入し、販売担当役員及び情報管理室担当役員の押印を得た上で、情報管理室の操作担当者に作業を依頼すること、出力操作手続を知るものを 3 名に限定して、他の者が右役員の了解なしに本件顧客情報を出力することはできないように工夫していること、③印字された顧客名簿については、使用後シュレッダー等で処分することを原則とするが、保存する場合には、施錠されている保管室に保管し、7 年経過後に、原告従業員立会いの下に、専門業者に消却を依頼するようにしていること、④顧客名簿の外部への持ち出しには、許可書に社長の決裁を受けることとし、⑤就業規則で、秘密事項を外部に漏らしてはならないこと、被告は、在職中、退職時に顧客情報を第三者に漏らさないことの誓約書を出していることを挙げて秘密管理性があると認めた。

オ墓石販売業顧客名簿事件（東京地判決平 12・11.13 判タ 1047 号 180 頁）

本件は、墓石販売業者である原告の従業員である被告が、暫定顧客名簿、お客様情報、（予約）聖地使用契約書、来山者名簿、加工図・パース、墓石原価表を持ち出し、自ら代表者となった同種目的の会社で営業にしようとしたとして 2 条 1 項 4 号所定の不正競争行為を理由とした損害賠償が請求された事件であるが、原告が本社を移転した際、テレアポ専用の部屋が設けられ、同室は被告が管理し、暫定顧客名簿、お客様情報は、同室の施錠可能なロッカーに保管され、聖地使用契約書と来山者名簿は、日常業務を行っていた事務室内の営業課長の机の引き出しに管理されていた、加工図・パースは、同室内の書棚にファイル管理されており、墓石原価表は、同営業部長又は本社責任者の机の中に保管されていた、なお、原告は、新規採用社員に対して、原告が保管する営業資料について、営業活動への使用の禁止を徹底指導していたと認定し、これらすべての資料について秘密管理性を認めた。

カ人材派遣業顧客名簿大阪事件（大阪高判平 14・10・11 裁判所ホームページ）

この判決は、派遣社員に関するプライバシー情報と、派遣就業先情報について、

原審どおり有用性、非公知性を認め、また秘密管理性も認めたが、この不正使用の事実がないとして2条1項7号の不正競争行為はないと判断したものである。判決は、原告の従業員は、秘密保持契約書を提出し、就業規則にも同様の定めがあり、派遣社員の秘密の保持については、ガイドンス等でも嚴重注意がなされていたこと等から、派遣就業情報、特に売単価・買単価が外部に漏らしてはならない企業秘密であることを認識していたとし、派遣就業情報は、オフコンで集中管理され、業務時間以外は、施錠され、起動できない状況となっており、また派遣就業情報が記載された契約書、請求書控え、給与明細控えについては、履歴書等の書面と異なり、場所的に隔離されたキャビネット内に施錠の上、保管され、直接にオフコンや、これらの書面に接することのできる従業員も限定されていて、営業担当社員が派遣就業情報を知る必要がある場合には、オフコン操作の許された女性社員に尋ねるといふ管理がなされているとし、秘密管理性を認めたものである。派遣就業情報が記載された文書やキャビネット内の書類や営業日報等を営業社員が自由に見ることができ、営業活動に使用していたことは、派遣就業情報を外部に漏らしてはならないことが従業員に認識され、相応する情報管理体制がとられていたといえる以上、秘密管理性そのものを否定するものではないとした。

キ人材派遣業顧客名簿東京事件（東京地判平15・11・13裁判所ホームページ）

人材派遣業において派遣スタッフの管理名簿、派遣先の事業所のリストの有用性を認めた上で、被告らが所属する営業課では、スタッフ情報のコンピュータデータは、営業事務職の1台のコンピュータにのみインストールされ、同人だけが、専用CD-ROMを用いてアクセスでき、パスワード、ユーザーIDで保護されていたが、派遣スタッフの情報は、スタッフカードという帳簿の形式でも保管され、派遣中のスタッフについては、営業課の営業事務職が保管し、直にあるいは、2ないし3ヵ月以内に就労可能なスタッフの情報は、人材開発課でその管理に当たるコーディネータという職員が、自らの机に入れて保管し、帰宅時は、机の引き出しに保管し、当面就労できないスタッフのものは、キャビネットに保管されていた、このキャビネットは施錠されていなかったが、コーディネータの机のそばに貼り、コーディネータに断りなく見ることは困難であった、営業課員は、スタッフカードをコピーして使っていた、また営業課員の中には、派遣スタッフの情報を手控えに控えを持ち出そうとしたことがあり、従業員に誓約書を書かせ、また同業他社でもスタッフの情報の漏洩事件があり、注意するよう、呼びかけていたと認定した上で、コンピュータ情報については、秘密管理性が直に肯定できるとし、また、スタッフカードについても、秘密管理性を認め、営業課員による、コピーや手控え作成は、業務の必要上やむを得ないもので、原告会社では、その重要性や漏洩禁止について、研修等を通じて周知させ、秘密保持契約を結んでいたことから、契約書、秘密保持契約を

作成した際に取締役であったために、これらを提出していない被告らにもその重要性は十分知悉されていたとして、秘密管理性に問題はないとした。

(2) 営業秘密該当性を否定する判決

ア 昇降機顧客名簿事件（大阪地判平 16・5・20 裁判所ホームページ）

本件では、昇降機の製造販売、保守点検等を行う原告会社が、一部地域で昇降機の据え付けや保守点検を委託していた昇降機の販売、設計、施工、保守管理等を行う被告会社に対し、基本契約に基づき開示した原告の営業秘密である顧客情報を、同契約の合意解除後に被告会社が用いて勧誘したとして、2条1項7号違反が問題となったが、判決は、基本契約には、機密保持条項はあるものの、同顧客情報を記載した顧客名簿等の取扱について、何らかの合意がなされたことがうかがわれず、解除の際も原告会社が被告会社に対し、営業上の秘密に該当する旨述べたり、被告会社が作成保管する、本件顧客情報を記載した文書等を廃棄するよう求めたりしたことをうかがわせる証拠もないとして、顧客情報が客観的に営業秘密として認識できるような状態で管理されていたとはいえず、秘密管理性がないとした。

イ イベント企画会社顧客名簿等事件（東京地判平 16・4・13 裁判所ホームページ）

本件では、コンサートや各種イベント企画を行っている原告の顧客情報や、イベントに派遣できる登録アルバイト員リスト（氏名、生年月日から、スーツの保有の有無、髪型、髪色、ピアスの有無等まで）等が、特別に一部の持ち出しを許されていた元従業員により、競業会社に開示されたとして、元従業員及び競業会社らに対し、2条1項4号、5号、7号の不正取得、開示行為があったと主張された。判決は、情報が営業秘密として管理されているか否かは、具体的事情に即して判断されるものであり、例えば、パソコン内の情報を開示した場合はこれを消去させ、又は印刷物であればこれを回収し、当該情報を第三者に漏洩することを厳格に禁止するなどの措置をとることなどといった情報がある場合には、当該情報が客観的に秘密として管理されていることができるとした上で、顧客情報やアルバイト員リストは、パソコンにパスワードなしに保管され、元従業員の所有パソコンや携帯電話にも保管が許され、プリントアウトされたものは、机の引き出しやかばんに保管されていた、原告所有パソコンへのアクセス制限、コピーの事後回収、第三者への開示を厳格に禁じる等の措置がいずれもとられていなかったとして、いずれも秘密管理性を認めなかった。プリントアウトされた一部が、鍵付きキャビネットに保管され、「持ち出し厳禁」、「社外秘」の表示のある引き出しに保管されていたとしても、他のプリントアウトされた顧客リストが各従業員に配布され、それらが秘密管理されていなかった以上、認定が覆されることはないとした。

ウ ペットサロン顧客名簿事件（控訴審）（東京高判平 17・2・24 裁判所ホームページ）

本件では、控訴人（一審原告）が、顧客名簿と情報カードが受付カウンター下の扉の内側に鍵をかけて保管されたり、控訴人の管理の下、長年勤務した店長クラスの一部のベテラン従業員以外には接することが許されなかったとは認められないとし、情報カードには、ペットに関する情報が記載され、ベテラン従業員よりは新たに採用された従業員に利用されていたとし、顧客名簿上の情報は、すべて情報カードに記載された情報であり、この情報カードの利用状況に照らすと顧客名簿についてもアクセスできる者が制限されていたとはいえないとした。

以上

参考

(不正競争防止法)

第 2 条 6 項

この法律において「営業秘密」とは、秘密として管理されている生産方法、販売方法その他の事業活動に有用な技術上又は営業上の情報であって、公然と知られていないものをいう。

第 2 条 1 項

四 窃取、詐欺、強迫その他の不正の手段により営業秘密を取得する行為（以下「不正取得行為」という。）又は不正取得行為により取得した営業秘密を使用し、若しくは開示する行為（秘密を保持しつつ特定の者に示すことを含む。以下同じ。）

五 その営業秘密について不正取得行為が介在したことを知って、若しくは重大な過失により知らないで営業秘密を取得し、又はその取得した営業秘密を使用し、若しくは開示する行為

六 その取得した後にその営業秘密について不正取得行為が介在したことを知って、又は重大な過失により知らないでその取得した営業秘密を使用し、又は開示する行為

七 営業秘密を保有する事業者（以下「保有者」という。）からその営業秘密を示された場合において、不正の競争その他の不正の利益を得る目的で、又はその保有者に損害を加える目的で、その営業秘密を使用し、又は開示する行為

八 その営業秘密について不正開示行為（前号に規定する場合において同号に規定する目的でその営業秘密を開示する行為又は秘密を守る法律上の義務に違反してその営業秘密を開示する行為をいう。以下同じ。）であること若しくはその営業秘密について不正開示行為が介在したことを知って、若しくは重大な過失により知らないで営業秘密を取得し、又はその取得した営業秘密を使用し、若しくは開示する行為

九 その取得した後にその営業秘密について不正開示行為があったこと若しくはその営業秘密について不正開示行為が介在したことを知って、又は重大な過失により知らないでその取得した営業秘密を使用し、又は開示する行為